

若年移住者暮らし奨励金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、和歌山県内の人口減少や少子高齢化により地域力が低下している地域において、移住に伴う経済的負担等の不安を軽減することにより、地域の新たな担い手である若年者の円滑な移住及び定住を促進し、もって地域力の維持・強化を図るため、県外から移住する若年者に対し、生活に必要な経費の一部として、予算の範囲内で奨励金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則(昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住推進市町村 特に県内へ移り住むことを推進するため、知事が別に定める県内の市町村をいう。
- (2) 事業実施地域 移住推進市町村の長からの若年移住者暮らし奨励金事業実施計画書(別記第1号様式)の提出に基づき、知事が、当該事業を実施する地域として定めた地域をいう。
- (3) 移住 移住推進市町村の支援を受け、県外から移住推進市町村に10年以上定住する意思を持って、生活の拠点を県外から移住推進市町村の事業実施地域に移すとともに、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に定める転入手続を行い、住民票が当該市町村において編成されている状態にあることをいう。

(補助対象事業)

第3条 奨励金の交付対象となる事業は、次条各号に掲げる全ての要件を満たす申請者が行う移住及び定住をいう。

(申請者の要件)

第4条 奨励金の交付申請の対象者は、移住推進市町村のワンストップパーソン及び受入協議会による移住相談等の支援を受けて事業実施地域に移住する世帯主であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 申請者又は世帯構成員の転勤、医療施設又は福祉施設への入所、学校への入学、住民の家における同居、シェアハウス、県内市町村が移住希望者に斡旋するお試し住宅(以下「短期滞在施設」という。)等による一時的な居住ではないこと。
- (2) 申請者又はその配偶者が事業実施年度の4月1日において、20歳以上40歳未満であること。ただし、前年度に短期滞在施設に居住し、引き続き事業実施年度において事業実施地域内に移住した場合は、短期滞在施設に居住を始めた時点において、20歳以上40歳未満の要件を満たすこと。
- (3) 申請者若しくは世帯構成員が移住前1年以上県外に住所を有していること又は申請者及び世帯構成員が移住前1年以上県外に住所を有しない場合で、申請者若しくは世帯構成員が前年度において短期滞在施設に居住し、かつ当該居住の開始の前1年以上県外に住所を有していること。
- (4) 移住した日が事業実施年度の4月1日から12月31日までの間であること。ただし、事業実施年度の3月31日までに移住することが確実と見込まれる場合で、当該

年度の12月31日までに移住できないことについて、やむを得ないものと12月末日までに申出書（別記第2号様式）を知事に提出し承認を受けた場合は、この限りでない。

(5) 移住前において、申請者が属する世帯の全ての構成員（以下「申請者及び世帯構成員」という。）の親族（3親等以内の者をいう。以下同じ。）が県内市町村に居住している場合、次のア及びイのいずれの要件も満たすこと。

ア その親族と同じ住所地に移住していないこと。

イ その親族が所有する家屋に移住していないこと。

(6) 日本国籍を有しない者については、10年以上の在留資格（永住権等）を有すること。

(7) 奨励金に係る他者の連帯保証人となっている者については、当該他者が受けた奨励金の交付に係る居住期間（暦に従って算定し、奨励金の交付を受けた者及びその世帯構成員の全員が事業実施地域内に居住した期間をいう。以下次号及び第15条第2項において同じ。）が3年以上であること。

(8) 次に掲げる要件を全て満たす連帯保証人を必ず1人立てること。

ア 申請者と生計が同一ではなく、年間所得が奨励金の申請額の総額を上回るとともに、事業実施年度以降3年間、同程度の所得が見込まれること。

イ 連帯保証人になろうとする者が奨励金の交付を受けた者である場合は、当該奨励金の交付に係る居住期間が3年以上であること。

ウ 連帯保証人になろうとする者が既に奨励金に係る他者の連帯保証人となっている場合は、当該他者が受けた奨励金の交付に係る居住期間が3年以上であること。

(9) 申請者及びその配偶者が、生活費の確保を目的とした国、和歌山県又は県内市町村の他の事業による給付等（生活保護及び青年就農給付金等）を移住の前年から受けていないこと。

(10) 申請者が、移住を理由として退職（個人事業の廃業を含む。）した日から1年以内に移住し、事業実施年度の3月31日までに就労（農林漁業への就業及び起業を含む。）するよう努めること。

(11) 申請者は、移住前の時点で事業実施地域の区域外にある事業所へ就職が内定していないこと。

(12) 申請者が、申請者及び世帯構成員の親族が経営する事業の代表権を承継し、地域おこし協力隊若しくは集落支援員として就職し、又は国及び公法人（地方公共団体、地方公営企業、地方独立行政法人等）に正規職員として就職することにより第10号の就労を行う予定でないこと。

(13) 申請者が、就労による所得若しくは収入を得ていること。

(14) 申請者又は世帯構成員が次のいずれの要件にも該当しないこと。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのなくなるまでの者

(奨励金の交付額)

第5条 奨励金の交付額は、奨励金の交付申請日を基準として、次のいずれかとする。

交付金額	交付の条件（世帯の要件）
250万円	① 世帯主が16歳未満（中学生以下に限る。）の子と同居している場合
150万円	② 世帯主が子と同居している場合
	③ 世帯主とその配偶者がいる世帯の場合
50万円	④ 申請者の要件を満たす世帯の場合

(奨励金の交付制限)

第6条 前条に規定する奨励金は、平成27年4月1日以降において申請者と同一世帯にあった者が、既に奨励金の交付を受けている場合には、当該申請者に対して奨励金を交付しないものとする。

(申請書類等)

第7条 本事業への申請書類等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 申請書類

次の申請書類を提出すること。

- ア 若年移住者暮らし奨励金交付申請書（別記第3号様式）
- イ 誓約書（別記第4号様式）
- ウ 同意書（別記第4号様式の2）
- エ 調査同意書（別記第4号様式の3及び別記第4号様式の4）
- オ 申請者及び世帯構成員全員の住民票の写し（移住後のもの）
- カ 申請者の健康保険証の写し
- キ 失業している又はしていたことが確認できる書類（離職票、求職票、廃業届等の写し）
- ク 直近の所得税若しくは住民税の課税額、所得額又は収入額を証する書類（申請者の所得証明書、課税証明書等）
- ケ 申請者及び連帯保証人の印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないものであって、申請者にあつては移住後のもの）
- コ 連帯保証人の所得証明書（直近の所得額が奨励金の申請額の総額を上回っているもの。）

(2) 申請書類の提出先

申請書類は、申請者が移住する市町村の担当課室へ提出すること。

(3) 申請書類の受付期間

事業実施年度の5月1日から1月末日までに県で先着順で受け付ける。ただし、第4条第4号において知事の承認を受けた者にあつては、3月末日まで受け付ける。

(交付決定等)

第8条 知事は、前条の規定による申請に基づき、奨励金の交付を決定し、又は却下しようとするときは、当該申請者及びその連帯保証人に対し、若年移住者暮らし奨励金

交付決定（却下）通知書（別記第 5 号様式及び別記第 5 号様式の 2）により通知するものとする。

（変更交付決定）

第 9 条 交付決定を受けた者は、交付決定後に交付額が減額する事由が生じた場合には、若年移住者暮らし奨励金変更交付申請書（別記第 6 号様式）により申請しなければならない。

2 交付決定の増額変更はすることができない。

3 知事は、前項の規定による申請に基づき、奨励金の交付額の減額変更を決定し、又は却下しようとするときは、当該減額変更交付申請をした者及びその連帯保証人に対し、若年移住者暮らし奨励金変更交付決定（却下）通知書（別記第 5 号様式及び別記第 5 号様式の 2）により、通知するものとする。

（連帯保証人の変更）

第 10 条 連帯保証人を変更しようとするときは、あらかじめ連帯保証人変更申請書（別記第 7 号様式）を知事に提出し承認を受けなければならない。

（現況報告書、実績報告及び額の確定）

第 11 条 移住推進市町村の長は、当該市町村内において交付決定を受けた者の事業実施年度の居住状況について、事業実施年度の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの間に、若年移住者暮らし奨励金現況報告書（別記第 8 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 規則第 22 条の規定により、規則第 13 条に規定する実績報告書の提出は、省略するものとする。

3 知事は、現況報告書の提出を受けて額の確定を行い、交付決定を受けた者に対し、若年移住者暮らし奨励金の額の確定通知書（別記第 9 号様式）によりその旨を通知するものとする。

（奨励金の交付）

第 12 条 額の確定通知を受けた者は、若年移住者暮らし奨励金交付請求書（別記第 10 号様式）を、事業実施年度の翌年度の 4 月 20 日までに、知事に提出しなければならない。

2 知事は、提出された若年移住者暮らし奨励金交付請求書を適正と認める場合は、奨励金を交付する。

3 知事は、奨励金の交付の目的を達成するために必要と認める場合は、第 11 条の規定にかかわらず、交付決定を受けた者による請求に基づき、概算払により次に掲げる限度額内の金額を交付することができる。

奨励金交付額	概算払限度額
250万円	20万円
150万円	12万円
50万円	4万円

4 概算払を受けようとする者は、移住した日から 3 か月以後に、若年移住者暮らし奨励金概算払請求書（別記第 10 号様式の 2）により請求するものとする。

5 知事は、奨励金の要件に該当しないと判断した場合は、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

(定住状況の報告)

第13条 奨励金の交付を受けた者は、事業実施年度の翌年度から4年間の毎年4月1日における定住状況を、定住状況報告書（別記第11号様式）により毎年4月30日までに知事に報告しなければならない。

2 奨励金の交付を受けた者は、本人又はその世帯構成員が、移住した日から3年に満たない期間内に事業実施地域から転出しようとする場合、又は事業実施地域から他の事業実施地域に転出しようとする場合は、あらかじめ転出届（別記第12号様式）を知事に提出しなければならない。

(奨励金の交付を受けた者の責務)

第14条 奨励金の交付を受けた者は、この要綱の規定を遵守するとともに、事業実施地域の自治会、消防団等に加入する等、当該地域の活動に積極的に参加し地域の担い手となるように努めなければならない。また、県や市町村が行う移住関連事業等に協力するよう努めなければならない。

(奨励金の返還)

第15条 奨励金の交付を受けた者又は世帯構成員は、次の各号のいずれか該当するときは、交付を受けた奨励金の一部又は全額を返還しなければならない。ただし、病気や災害等、やむを得ない事情によるものとして知事が特に認める場合はこの限りではない。

(1) 奨励金の交付を受けた者及びその世帯構成員の全員が、移住した日から起算して3年に満たない期間内に事業実施地域から転出したとき。

(2) 奨励金の交付を受けた者及びその世帯構成員の一部が、移住した日から起算して3年に満たない期間内に事業実施地域から転出したとき。

(3) 奨励金の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

2 前項の奨励金の返還額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前項第1号に該当する場合

ア 居住期間が3か月未満の場合 交付額の全額

イ 居住期間が3か月以上3年未満の場合 交付額×(1-居住月数(アの居住期間を月数に換算した期間とし、1月に満たない期間は含まない。以下この項において同じ。)/36)

(2) 前項第2号に該当する場合

ア 居住期間が3か月未満の場合 交付を受けた奨励金の額と申請日において当該転出者が世帯構成員でなかったものとして第5条の規定により算定した奨励金との差額(以下この号において「差額」という。)

イ 居住期間が3か月以上3年未満の場合 差額×(1-居住月数/36)

(3) 前項第3号に該当する場合 交付額の全額

(書類の経由)

第16条 規則又はこの要綱に基づき、申請者が提出する書類は、移住する事業実施地域

が所在する市町村及び振興局を経由するものとし、市町村が提出する書類は振興局を経由するものとする。

また、市町村は、申請者から若年移住者暮らし奨励金交付申請書（別記第3号様式）の提出を受けたときは、若年移住者暮らし奨励金事業意見書（別記第13号様式）により意見を付して進達するものとする。

（個人情報等の取扱い）

第17条 知事及び移住推進市町村の長は、提出された申請書類に記載された個人情報については、関係法令を遵守の上、保護し、本事業及び移住関連事業の実施以外の目的には、一切使用しないものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年4月1日以降に交付を決定する奨励金から適用し、平成27年度以前の予算に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成29年5月19日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年4月1日以降に交付を決定する奨励金から適用し、平成28年度以前の予算に係る奨励金については、なお従前の例による。